

各位

オリックス生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各種取扱いについて
(医療機関や保健所の更なる負担軽減のための、給付金ご請求時の必要書類変更について)

当社は、このたびの「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまに対し、下記の通りの対応を実施しております。

医療機関や保健所等の事務負担の軽減につながるよう、宿泊療養・自宅療養による入院給付金のご請求手続きにおいて、医療機関や保健所等が発行する療養証明書以外のお取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

従来からお取扱いしている厚生労働省が提供する健康管理システム「My HER-SYS (マイハーシス)」の画面での療養証明のご利用をより一層推奨するとともに、「My HER-SYS」をご利用いただけない場合においても、その他の新型コロナウイルスと診断されたことが確認できる書類等でのお手続きを可能といたします。詳細は、「1.(2)新型コロナウイルス感染症に罹患された方で、入院治療を受けられない場合の取扱い」をご確認ください。

記

1. 保険金・給付金・契約者貸付の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症でご入院された場合の取扱い

疾病入院給付金のお支払い対象となります。

※ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

※特別条件付契約（特定部位不払い）については、特別条件の適用外となる「感染症」に新型コロナウイルス感染症を追加し、特別条件を適用せず給付金等をお支払いします。

※医療機関の事情で入院できない場合でも、給付金のお支払い対象となる場合があります。詳細は、「1.(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患された方で、入院治療を受けられない場合の取扱い」をご確認ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患された方で、入院治療を受けられない場合の取扱い

以下の要件①～③をすべて満たした場合、疾病入院給付金のお支払い対象となります。

【要件】

- ① 以下 (a) (b) のいずれかに該当している
 - (a) PCR 検査または抗原検査により陽性となり、新型コロナウイルス感染症と診断された場合
 - (b) PCR 検査または抗原検査の結果にかかわらず、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合（いわゆる「みなし陽性」）
- ② 自宅(または宿泊施設)で医療機関や保健所等の管理下による療養を受けた
- ③ 以下 (A) (B) のいずれかの書類を所持している
 - (A) My HER-SYS (マイハーシス) の「療養証明書画面」

※必要項目（氏名・生年月日・傷病名・診断年月日・担当保健所）が記載された「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (My HER-SYS)」の画面を印

刷したものと画像データをご提出いただけます。この場合、療養期間は 10 日間とみなします。

お手続きの詳細は、[本リンク先（よくあるご質問）](#)をご確認ください。

(B) 医療機関等が実施した検査により陽性であることが確認できる書類（氏名・検査結果判明日・発行者名等が記載されたもの）

| 書類名（例） |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・医療機関等で実施された PCR 検査や抗原検査の結果がわかるもの・自治体が設置している健康フォローアップセンター^(注)の受付結果 <p>(注) 自治体ごとに名称が異なりますので、お住まいの自治体の名称をご確認ください。</p> |

※厚生労働省の療養解除基準に準じ、有症状の場合には 10 日間、無症状の場合には 7 日間を療養期間とみなします。

※保健所等が発行する療養期間を証明する書類のコピーも引き続きご提出いただけます。療養開始日・療養終了日のいずれも明記されている場合は、その期間を療養期間とみなします。

※一部の自治体が自主療養を選択した場合に発行している「療養証明書」につきましても、要件を満たしている場合に、ご提出いただけます。詳細は[本リンク先（よくあるご質問）](#)をご確認ください。

◆補足

- ・無症状や軽症で自宅(または宿泊施設)で療養された場合でも、上記要件を満たす場合、お支払いの対象となります。
- ・濃厚接触者に該当し、自宅(または宿泊施設)で待機された場合で、PCR 検査の結果「陰性」と判明した場合は、お支払いの対象外となります。
- ・給付金のご請求方法は、[本リンク先（よくあるご質問）](#)をご確認ください。

ご不明点等ございましたら、下記＜保険金・給付金お問合せ窓口（0120-506-053）＞までご相談ください。

※ご契約内容によっては、疾病入院給付金のお支払いに、約款所定の入院日数が必要となる場合があります。

※特別条件付契約（特定部位不払い）については、特別条件の適用外となる「感染症」に新型コロナウイルス感染症を追加し、特別条件を適用せず給付金等をお支払いします。

(3) 新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった場合等の取扱い

死亡保険金、災害死亡保険金等のお支払い対象となります。

※これまで、新型コロナウイルス感染症は災害死亡保険金等のお支払い対象外でしたが、今般の感染拡大状況を踏まえ、災害死亡保険金等のお支払い対象となる「感染症」に当該感染症を追加し、お支払い対象とします。併せて、特別条件付契約（保険金削減支払い）について、特別条件を適用せず保険金をお支払いする対応を実施します。

災害死亡保険金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金等をお支払いします。

① 対象となる保険種類・特約

【別紙】（5 ページ）をご確認ください。

② 対象期間

これまでに支払事由に該当した場合も含めてお支払いします。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」といいます。）の改正（2021年2月13日施行）により、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されましたが、引き続き、災害死亡保険金等のお支払い対象となります。

※なお、感染症法に定める「新型インフルエンザ等感染症」の対象外になるなど、災害保障の概念に適さなくなった場合等には、事前に周知したうえで本取扱いを終了する場合があります。

(4) 保険金、給付金、契約者貸付の簡易迅速な取扱い（必要書類の一部省略）

保険金・給付金のお支払いについて、お申出により、医療機関の発行した領収書がないケースなど、お手続きに必要な書類を速やかにご準備いただくことが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類などによる柔軟な対応をいたします。

また、契約者貸付金が必要な場合、お申出により必要書類を一部省略するなど、簡易にお取扱いする場合がございます。

2. 付帯サービスの取扱いについて

健康医療相談サービスでのご相談

「健康医療相談サービス」(※) では、当社が委託するティーペック株式会社のヘルスカウンセラー（保健師・看護師等）が「新型コロナウイルス感染症」に関するご相談にも、24時間年中無休で対応しております。

ご利用される際は、専用ダイヤルがございますので、お手元の『健康医療相談サービス』のご案内や、マイページ（ご契約者さま専用ページ）内のご案内よりご確認ください。

(※) 健康医療相談サービス：<https://www.orixlife.co.jp/customer/support/>

（参考）ティーペック株式会社の対応について

厚生労働省より各都道府県衛生管理部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い定義にあてはまるものは、「受診・相談センター」へ案内しています。また、「新型コロナウイルス」の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインなどに沿った回答となります。

上記お手続きに関するお申出やご質問は、以下お問合せ窓口までご連絡ください。

| 各種お手続きに関する連絡先 | |
|--|---|
| <p>■カスタマーサービスセンター (保険料払込猶予期間の延長、契約者貸付については、こちらにご連絡ください)</p> <p>10 桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。</p> | <p>フリーダイヤル 0120-506-094 受付時間：月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)</p> |
| <p>■保険金・給付金お問合せ窓口</p> <p>10 桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。</p> | <p>フリーダイヤル 0120-506-053 受付時間：月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)</p> |
| <p>■耳や言葉の不自由なお客さま専用窓口</p> <p>耳や言葉の不自由なお客さまは、「手話・筆談通訳サービス」または FAX にてお問合わせいただけます。 (それぞれの窓口は耳や言葉の不自由なお客さまの専用窓口となっております。ご理解とご協力をお願いいたします。)</p> <p><u>ビデオ通話による手話・筆談通訳</u> 各種お手続きに関するお申出やご質問を、手話・筆談による通訳を介してお伺いいたします。</p> <p><u>FAX 受付</u> 保険契約に関するお申出内容連絡票 PDF をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、FAX でお送りください。 ※書面でのお手続きが必要な場合には、別途必要書類をお送りいたします。 ※対応は営業時間内(月曜～金曜 9:00～17:00)となりますのでご了承ください。</p> | <p>手話・筆談通訳サービス ご利用はこちら 受付時間：月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)</p> <p>FAX 受付フリーダイヤル 0120-911-980 (24 時間受付)</p> |

以上

【別紙】

対象となる保険種類・特約（2022年9月2日現在）

| |
|-------------------------------|
| 保険種類・特約 |
| 無配当終身保険（無選択型） |
| 無配当傷害保険 |
| 無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型） |
| 無配当引受基準緩和型終身保険（低解約払戻金型）（2015） |
| 無配当指定通貨建特別終身保険（低解約払戻金型） |
| 無配当災害保障重視型定期保険 |
| 新変額個人年金保険Ⅰ型 <旧ハートフォード生命> |
| 新変額個人年金保険Ⅰ型 2002 <旧ハートフォード生命> |
| 変額個人年金保険 <旧ハートフォード生命> |
| 変額個人年金保険Ⅰ型 2003 <旧ハートフォード生命> |
| 変額個人年金保険Ⅱ型 2003 <旧ハートフォード生命> |
| 災害2割加算型変額個人年金保険 <旧ハートフォード生命> |
| 災害割増特約 |
| 傷害特約 |
| 災害割増特約（無選択型） |
| 引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型） |
| 引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2015） |
| 終身保障特約Ⅰ型 <旧ハートフォード生命> |